

東 財 政 第 1 号
平成 2 5 年 4 月 1 日

各 部 長 様

市 長

平成 2 5 年度政策（6 月補正）予算の編成について（示達）

政府は、日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引くデフレから早期に脱却し、雇用や所得の増加を伴う景気回復を目指すとしています。今後は、当面弱さが残るものの、日本銀行による金融緩和や緊急経済対策による政策効果に加え、世界経済の緩やかな回復が期待されることから、我が国経済は緩やかに回復していくと見込まれています。

しかしながら、地域経済への波及効果は先行き不透明であり、まだまだ予断を許さず楽観できる状況にはありません。本市の財政状況については、合併による国の財政支援の期限が迫りつつあり、地方交付税が段階的に削減されることから、歳入は確実に減少していきます。一方、歳出面では、少子高齢化により社会保障費は増加し、インフラ施設は今後老朽化による更新が必要となるなど、ますます市の財政負担が増加することが予想され、更なる財政規律を保った行財政運営が求められています。

このような状況の中、市民にもっとも身近な基礎自治体として、合併によるスケールメリットを活かした地域の均衡ある発展が重要であり、今後のまちづくりについては、行政の強いリーダーシップも必要となります。施策全般については、東近江市総合計画を基本としますが、次頁の「予算編成の基本方針」に示す3つの理念と5つの基本方針に沿って市政を推進していきます。また、国の経済政策として地域の元気臨時交付金が創設されたことから、政策予算においてその財源を有効活用し、元気な東近江市への第一歩を踏み出したいと考えています。

こうしたまちづくりの実現には、職員の「やる気」が最も重要であり、市民の声に親身に耳を傾けながら、市民サービスの向上に努めていく必要があります。また、厳しい財政状況の中にあっても、職員一人ひとりが行政のプロであるとの意識を強く持ち、創意工夫による予算編成となることを期待します。

1 予算編成の基本方針

東近江市が誕生し8年。この間、市民の一体感の醸成を早期に図り、東近江市の土台づくりを行うため、様々な施策を実施するとともに、将来の東近江市の持続的発展のため、行財政改革も同時に進めてきました。これからは東近江市の土台づくりの仕上げとなる時期に入り、合併支援措置の終了後の姿を直視し、持続可能な市政運営を行うため、知恵を絞って施策に取り組まなければならないと考えます。

そのためには、短期的に対応できる課題についてはスピード感を持って、長期的な視点が必要な課題については最初の一步を踏み出すことを念頭に、「3つの理念と5つの基本政策」に基づき、丁寧に地域の声なき声に耳を傾け、魅力あるまちづくりに取り組みます。

3つの理念

合併してできたまちのスケールメリットを活かし均衡ある発展を目指す。

「均衡ある発展」とは、ただ単に横並びの施策や事業を市全体で展開することではありません。各地域の特性に合った事業を行うこと、そして、各種施策において、今まで光があたっていなかった施策にも光をそそぐことで、魅力ある地域となり、東近江市全体に活気が生まれてくると考えます。

市民の声を市政に活かす市政運営に努める。

まちづくりを進める上で、「市民の声」を反映させることは当然のことですが、待ちの姿勢では、有益な情報は得られません。自らが声なき声に耳を傾け、求めていく姿勢が重要であると考えます。

豊かな歴史・文化・伝統を誇るまちの姿を子や孫に伝え若い人が夢を持てる地域にする。

日常生活においては、豊かな自然と共生する中で、各地域で特色ある祭りや伝承文化が保存継承されてきました。歴史や文化、伝統の発展は、心豊かな地域社会の活性化につながり、地域社会の維持に貢献し、次世代に繋げていくことが重要と考えます。

5つの基本政策

これらの理念のもと、次の5つの基本政策を重点的に取り組みます。

- 均衡ある発展を目指した地域の活性化と基盤整備の充実
- 地域医療の充実
- 農林水産業の保護・育成
- 教育・子育て支援の充実
- 安心・安全なまちづくり

2 地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）の活用

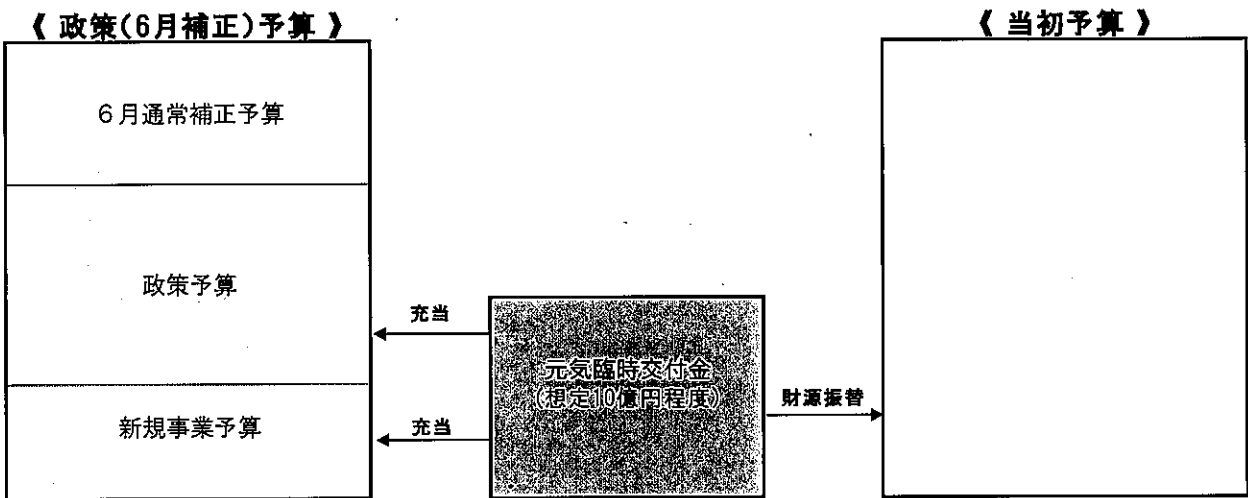
国の平成24年度補正予算（第1号）においては、経済対策として追加される公共投資の地方負担が大規模であることから、地方の財政負担に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、特別な措置として「地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」が創設されました。

交付限度額は、平成24年度3月補正（第9号）に計上した本市の追加公共事業の地方負担額を基礎として算定され、現段階での試算は10億円程度となる見込みです。

この交付金を活用できる事業は、建設地方債の対象事業であることから、起債対象となるハード事業が主となりますが、予算見積にあつては、大規模な改修（修繕）や、金額の大きな備品購入等も含め、交付金の趣旨にかなう事業、経済対策につながるような事業、日頃光が当たらない分野で地域が元気となるような事業など、交付金の活用について十分な検討を願います。

なお、検討に際し、職員の柔軟な発想や固定観念に捕らわれないアイデアによる新たな事業提案を取り入れるなど、現場に近い職員によるボトムアップ予算となるよう配慮願います。

政策(6月補正)予算のイメージ



○政策(6月補正)予算については、次のとおり編成を行います。

- ・大別すると、6月通常補正予算、政策予算、新規事業予算とに分かれます。
- ・6月通常補正予算については、必要最低限の補正とすること。
- ・政策予算については、予算編成の基本方針等に沿ったものとする。
- ・元気臨時交付金を財源とした新規事業予算を加えることから、要求に際し事業の十分な検討を行うこと。

○元気臨時交付金について

- ・上記新規事業予算のほか、当初予算ならびに政策予算への財源振替や充当を行う。
- なお、元気臨時交付金が充当可能な事業とは、起債対象となるハード事業。(建設地方債対象事業)
※起債対象となるハード事業には、大規模な改修(修繕)、金額の大きな備品購入等を含むものとします。